

令和6年
12月15日発行
第56号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

「令和7年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました

農業委員会は、8月22日に令和7年度の農政関係予算の編成に当たり、長島佳男会長を代表として清水聖義市長に直接意見書を手渡し、内容の説明と農業者が希望を持てる施策を講じるよう要望いたしました。

9月4日に市から意見に対する回答がありました。



「令和7年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」への回答

1 担い手の育成・確保等について

①回答 農業政策課

農地の貸借手続きが変更となることに伴い、広報おた、太田市ホームページおよび窓口にて周知を行っているところです。また、地域計画に係る座談会へ農地中間管理機構に出席いただき、農業者などに向けて制度変更の説明をさせていただいております。今後も農地中間管理機構と連携して周知してまいります。

②回答 農業政策課

地域農業の活性化には、農業の担い手の育成と確保は非常に重要なことであり、新規就農に係る国の支援メニューを活用し、県、JA等と連携し、若者などの就農に関する支援を引き続き実施してまいります。

③回答 農業政策課

知識および技術習得に係る研修先として、農林大学校のほか市内で農業研修受け入れ可能な農家を紹介しております。また、研修中でも受けられる国の就農準備資金の活用についても、引き続き支援してまいります。

④回答 農業政策課

農業と地域の活性化において重要な役割を果たしている女性農業者が活躍できる環境整備や家族協定の締結を進めております。また、女性農業者を増やすことについては、県やJA等の関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

⑤回答 農業政策課

少子高齢化による労働力不足を補うため、農業における外国人の受け入れについては、特定技能制度があり、相談窓口として農林水産省などを案内する情報提供に努めてまいります。また、外国人の就農相談にも関係機関と連携して取り組んでまいります。

⑥回答 農業政策課

地域の営農活動や農村集落における中心的な役割を担うリーダーの育成は、重要なことであり支援をしていく必要があることから、県やJA等の関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

⑦回答 農業政策課

新規就農支援に係る市独自施策については、他市の状況を踏まえ研究してまいります。

2 農業資材等の価格高騰について

①回答 農業政策課

農業資材などの価格高騰対策につきましては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などの国、県の施策の動向を注視しながら、本市においても、市内農業者の農業経営および生産の安定化を図るための支援に取り組んでまいります。

②回答 農業政策課

現在、本市独自の新たな支援施策の検討を進めております。併せて、既存の農業機械購入助成

事業の見直しも含め、早期実施に向けて、取り組んでまいります。

3 食農教育と地産地消の推進について

①回答 学校教育課

太田市内小学校24校および義務教育学校1校の全ての学校で、食農教育の一環として農業体験学習あるいは、栽培学習に取り組んでいます。各学校では、1年生から6年生までのさまざまな学年で生活科や理科、総合的な学習の時間などを利用して、サツマイモ、トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、米などの作物の栽培を行っています。また、この経験を発展させ、中学校や義務教育学校後期課程においても技術科などの授業において栽培を行っています。

これらの体験や活動は、作物を栽培することの喜びや収穫までの一連の過程を通じて、子どもたちが食と農と地域の自然環境への関わり、食の大切さや地域の食文化、命と健康、生命への畏敬の念を理解するとともに、自然を慈しむ気持ち、生産者への尊敬と感謝の気持ちなどを育み、豊かな心を育てるための学習となっています。

太田市教育委員会では、合併後の平成18年度から毎年、農業体験活動事業の指定校を決め、次世代を担う子どもたちに対する食農教育が円滑に行われるように努めているところです。今後も、各校の取り組みが充実したものとなるよう継続して支援するとともに、消耗品の購入や講師謝礼などの予算措置の面でも農業体験活動

を後押しし、各校での「食農教育」を支援していこうと考えています。

②回答 農業政策課

地場産農産物のPRと地産地消の取り組みにつきましては、道の駅おたを地産地消の拠点として地元出荷者の拡大に取り組み、併せてOTAマルシェや各種SNSを活用し、市内外の多くの人に対し普及啓発に取り組んでおります。また、ブランド力向上につながる栽培技術の支援などにつきましては、技術指導を行う県やJA等との連携の強化を図り支援してまいります。

③回答 農業政策課

農産物の食品ロスの低減と消費拡大の推進につきましては、関係各課および関係団体と連携し取り組んでまいります。

回答 学校施設管理課

学校給食において、規格外野菜などの使用については、給食に活用するドレッシングやケチャップなどの地場産加工食品の製造過程の中で、一部規格外野菜などの使用について業者などに依頼していきたいと思っております。

また、規格外野菜などの直接の使用については、調理工程の工夫などが必要になってくることから研究していきたいと考えています。

今後もご意見・ご要望を踏まえ、各学校と連携して、より良い給食の提供に努めるとともに、地産地消の取り組みを推進していきたいと考えております。

裏面へ続きます

4 遊休農地対策について

①回答 農業政策課

遊休農地対策については、市単独事業として実施している「耕作放棄地対策補助金」と「耕作放棄地再生事業奨励金」が主な制度ですが、引き続きこれらの事業の周知拡大に努めるとともに、国や県の事業活用を考え、それぞれの地域の課題に対応できるように取り組んでまいります。

②回答 農業政策課

地域計画は、おおむね5年ごとの見直しを見込んでおります。地域での話し合いを基に、随時更新しながら徐々に完成度を高め、地域の中心的な担い手の農地を集積・集約化が進むよう取り組んでまいります。



③回答 農業政策課

農地は、所有者により適正な管理を行うことが義務づけられています。しかし、所有者の事情により自身で管理できないとの相談があった場合は、JA等を活用して管理する方法などの情報提供をしております。また、地域計画に耕作可能な担い手を位置づけて、遊休農地化させないよう努めてまいります。

5 農業の基盤整備対策について

①回答 農村整備課

農地の基盤整備につきましては、効率的な農作業環境の整備に向け、国や県の補助を活用し、順次事業を実施しております。予算につきましても、基盤整備の重要性を鑑み、財政当局と協議のうえ、引き続き事業費の確保に努めてまいります。

②回答 農村整備課

多面的機能支払交付金制度の周知につきましては、地域計画の座談会や農業関係者を対象とした会議などでPR活動を行っております。また、地区の要望に応じ、地元集会所などで説明会を開催しております。

今後も利用拡大に向けた取り組みに努め、地区と連携を図りながら、制度を積極的に推進していきたいと考えます。

6 有害鳥獣対策について

回答 農業政策課

太田市では、イノシシやシカなど有害鳥獣による被害対策について、下草刈りや放任果樹伐採などの「生息環境管理」、防護柵購入費補助による「被害防除対策の推進」、そして被害地区と連携した「捕獲の強化」の3つの対



策を組み合わせ実施してまいります。アライグマの捕獲については、小型獣捕獲檻の貸し出しのほか、専門家による地域調査を実施するなど、捕獲体制を強化してまいります。

7 農業委員会事務局の体制強化について

回答 人事課

農業委員会事務局の体制強化については、他課の職員配置状況と照らし合わせて、定年延長職員および再任用職員を含む正規職員の他、会計年度任用職員の適正な配置に心掛けていきたいと考えます。

農業委員、農地利用最適化推進委員を紹介します

4月から欠員となっていた農業委員、農地利用最適化推進委員が決まりました。任期は令和8年7月19日までです。



農業委員
津久井 準一郎
(生品地区)



農地利用最適化推進委員
佐藤 慎吾
(木崎地区)

「家族経営協定」で 充実した家族農業経営を!

家族で農業経営を始めてから長い人も短い人も、家族経営についてもう一度家族みんなで話し合ってみませんか。

仕事の役割分担をはじめ、休日の取り方や給料についてなど、家族で意見を交換しながら、それぞれの家族に合った「家族経営協定」をつくっていきましょう。



※家族経営協定を結ぶと、認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫補助等の制度を利用できる場合があります。
家族経営協定を結ぶ際は、農業委員会事務局(☎0276-20-9715)まで問い合わせください。

協定締結までの手順

1 まずは話し合い



2 対策を考える



3 協定を結ぶ



4 協定の実行と見直し

「農業者年金」で明るく豊かな老後を

- 1 国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 60歳未満

3つの要件を満たす人は…

**農業者年金に
加入できます!**

※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保険者も加入可能です。

農業者年金の6つのメリット



- 農業者は広く加入できる
- 終身年金。老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる
- 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

※加入について詳しくは農業委員会事務局(☎0276-20-9715)まで問い合わせください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の人へ

経営移譲(経営継承)後に農地を売買・交換・貸借・返還・転用などをしたときに、**経営移譲年金や特例付加年金が止まる場合があります。**農地を移動する場合は、事前に農業委員会に相談ください。

令和7年1月の農地法許可申請の 受付期間を延長します

1月6日(月)から10日(金)までの受付期間を**1月15日(水)まで延長**します。

※2月・3月の農地転用許可申請は、地域計画策定に伴う手続きのため受け付けることができません。地域計画策定後に市街化区域以外の農地を転用する場合には、あらかじめ地域計画から除外する必要があります。詳しくは、農業政策課のホームページをご覧ください。



HP